

議会のあり方調査特別委員会 条例等検討分科会 記録

| | |
|-------|-----------------------------|
| 開会年月日 | 平成30年8月22日 |
| 開会時刻 | 午後1時00分 |
| 散会時刻 | 午後1時21分 |
| 出席委員名 | ◎鈴木豊司 ○福井輝夫 中村 功 楠木宏彦 |
| | 世古 明 辻 孝記 藤原清史 小山 敏 |
| | 世古口新吾 |
| | |
| 欠席委員名 | なし |
| 署名者 | — |
| 担当書記 | 森田晃司 |
| 協議案件 | 1 議員政治倫理条例の解釈に関する施行規則改正について |
| | 2 伊勢市議会の議決すべき事件に関する条例について |
| | 3 次回の会議について |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| 説明者 | |
| | |
| | |

会議の概要

鈴木会長が開会を宣言。その後、直ちに会議に入り、「議員政治倫理条例の解釈に関する施行規則改正について」及び「伊勢市議会の議決すべき事件に関する条例について」を議題とし、協議を行った。

その後、次回の会議について協議し、分科会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

協議の内容

1 議員政治倫理条例の解釈に関する施行規則改正について

資料1により、会長から、これまでの協議内容の確認、及び平成20年の各派代表者会議での申し合わせ事項を説明、その後、伊勢市議会議員政治倫理条例施行規則の一部改正（案）を提案し、「補助金等の交付を受けている団体」は、「市から直接、活動又は運営に対する補助金、助成金及び交付金を受けている団体」とし、「役員」については、「第1項に掲げる団体の代表、副代表及び、その団体の意思を決定する立場にある役職」とし、意思決定に関わる立場にあるか否かについては、議員自身で判断願うこととすることが確認された。

なお、本件については、前回確認されている予算・決算審査とともに企画調整部会及び議会のあり方調査特別委員会に提案することが確認された。

2 伊勢市議会の議決すべき事件に関する条例について

会長から、これまでの協議内容、及び「条例」のスタイルとして、既存の「総合計画条例」の一部改正で対応するのではなく、新たに制定する「(仮称)伊勢市議会の議決すべき事件を定める条例」の中に、「基本構想」と「基本計画」を議決事件として定め、「定住自立圏形成協定の議決に関する条例」を統合する形で当局と調整が進んでいる旨の説明がなされた。

また、確認事項として、以下の2点が確認された。

- ・ 制定する条例をいつの時点から適用するか。
⇒ 条例施行後、全ての変更を対象とする。
- ・ 議決の対象外となる「軽微な変更」の範囲は。
⇒ 基本構想、基本計画に変更の必要が生じた際は、正副議長及び所管常任委員会の正副委員長に一任とする。

3 次回の会議について

【開催日時】10月22日午前10時

【協議内容】伊勢市議会の議決すべき事件に関する条例について、その他具体的検討項目の事項について

上記署名する。

平成30年 8 月22日

会 長